

高知県社会的養育推進計画（後期計画）

別 冊

【 用 語 集 】

- 当該用語集は、高知県社会的養育推進計画（後期計画）中の用語について解説したものであり、一部簡略的に解説しているものがあります。また、用語は分類化しており、計画中の記載順どおりとはなっていません。

■計画全体に関する内容

番号	用語	意味
1	社会的養育	地域の子育て支援なども含めて、社会全体で子どもやその家庭を支援・養育すること。
2	社会的養護	様々な事情で家庭で暮らすことのできない子どもたちを家庭に代わって、公的責任で養育し、保護するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うこと。
3	家庭養育優先原則	国及び地方公共団体は、子どもが家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等への委託を進め、里親等への委託が困難な場合、できる限り小規模かつ地域分散化された施設への入所措置を行うようにすること。
4	パーマネンシー	「パーマネンシー (permanency)」を直訳すると「永続性」という意味。児童福祉分野における子どものパーマネンシーとは、永続的な人間関係や生活の場を保証することであり、子どもの発達支援、自立支援における基本的な視点となるもの。
5	代替養育	何らかの事情により、保護者と分離し、里親や施設等による養育を行うこと。

■施設・里親等に関する内容

番号	用語	意味
6	小規模かつ地域分散化	子どもが施設で生活する場合において、本体施設から離れた地域の住居などで、4～6人が、専任職員等と家庭的雰囲気の中で生活するもの。「地域小規模児童養護施設」や「分園型小規模グループケア」のこと。
7	高機能化	家庭での養育が困難な子ども及び年長で今までの経緯より家庭的な生活することに拒否的になっている子どもに対して、専門性のある職員の配置及び小規模かつ地域分散化を推進し、早期の家庭復帰や里親委託等に向けた専門的な支援や自立支援を含め、更に専門性の高い施設養育を行うこと。
8	多機能化・機能転換	専門性を高めた上で、地域における家庭養育の支援を行うこと。 具体例としては、一時保護委託の受入れ体制の整備、養子縁組支援やフォスタリング機関の受託をはじめとする里親支援機能の強化、市町村と連携した在宅支援や特定妊婦の支援強化といった地域の実情に応じた取組を行う。
9	家庭支援専門相談員	児童養護施設等において、虐待などの家庭環境上の理由により入所などしている子どもの早期家庭復帰に向け、保護者などに対する相談援助を行うほか、里親等に対する相談援助に加え、措置解除後の子どもに対する継続的な相談援助や里親等委託・養子縁組の促進、地域の子育て家庭への支援などを行う職員。
10	心理療法担当職員	児童養護施設等において、虐待等による心的外傷等のため心理療法を必要とする子ども及び夫等からの暴力等による心的外傷等のため心理療法を必要とする母子に、遊戯療法、カウンセリング等の心理療法を実施し、心理的な困難を改善し、安心感・安全感の再形成及び人間関係の修正等を図ることにより、子ども等の自立支援を行う職員。
11	自立支援担当職員	児童養護施設等において、施設等退所前・里親等委託解除前の進学・就職等の自立支援及び退所後・委託解除後のアフターケアを行う職員。
12	里親支援専門相談員	児童相談所や里親支援センター、民間フォスタリング機関等と連携し、施設の機能や専門性を活かし、里親等や里子を支援することにより、里親等委託の推進や里親等支援の充実を図る目的で児童養護施設等に配置された職員。
13	一時保護専用施設	児童相談所の一時保護施設への入所率が恒常的に高い地域における適切なケアの確保や一時保護期間が長期化するケース等に対応するため、児童養護施設等において、本体施設の定員とは別に小規模グループケアによる一時保護を行う施設。

14	意見箱	児童養護施設等におけるこどもの権利擁護に係る環境整備として、こどもが自分の意見を表明する手段のひとつ。
15	第三者委員	社会福祉法に基づいて設置されており、苦情解決に社会性や客観性を確保するために、公正・中立な立場で利用者等からの意見や苦情等に耳を傾け、話し合いへの立ち会いやアドバイスをすること等で適正な対応を推進するもの。
16	里親等委託率	代替養育（乳児院、児童養護施設、里親、ファミリーホーム）を必要としているこども数に占める、里親及びファミリーホームに委託しているこども数の割合。
17	特別養子縁組	こどもの利益のため、特に必要があると認めるときに、養子となるこどもと実親との法的な親子関係を終了させ、養子と養親の間に実親子と同じ親子関係を結ぶ制度。家庭裁判所の審判により成立する。
18	普通養子縁組	養親と養子との間に法律上の親子関係を作り出す制度。特別養子縁組とは異なり、縁組後もこどもと実親との親子関係が存続する。未成年者を養子とする場合には、市区町村への養子縁組の届出の前に、家庭裁判所の許可を得る必要があるが、養子が、配偶者の子や孫など又は自己の孫などであれば、家庭裁判所の許可は不要。
19	在宅指導措置委託	要保護性がある又は施設を退所後間もないなど、継続的な指導が必要とされるこども及びその保護者に対する指導などを、児童相談所長等が児童家庭支援センター等の専門性を有する適切な機関に委託して行うもの。
20	指導要請	市町村の要保護児童地域対策協議会において、児童虐待又はその疑いがあり、月2回以上の訪問等による支援が必要とされた事例で、市町村が児童家庭支援センター等の専門性を有する適切な機関に要請して指導を行うもの。
21	専門職員配置加算	児童養護施設等で専門職を配置した場合に、児童養護施設等に支払われるもの。
22	処遇改善加算	児童養護施設職員等について、虐待を受けたこどもや障害のあるこどもなどへの夜間を含む業務内容、職務分野別のリーダー的業務内容や支援部門を統括する業務内容を評価し、賃金を改善するため児童養護施設等に支払われるもの。

※里親の種別は計画 14P に、児童福祉施設の施設種別は計画 16P に記載しています。

■児童相談所に関する内容

番号	用語	意味
23	養護相談	児童虐待に関する相談や、養育困難（保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等）、迷子、親権を喪失・停止した親の子、養子縁組に関する相談。
24	障害相談	肢体不自由、知的障害、発達障害等に関する相談。
25	非行相談	虚言癖や浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等の将来刑罰法令に触れる行為をすることおそれがあるこどもに関する相談（ぐ犯行為等相談）や、触法行為があったとして警察署からの通告があったこども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあったこどもに関する相談（触法行為等相談）。
26	育成相談	落ち着きがない、緘黙、生活習慣の著しい逸脱等のこどもの人格発達上問題となる性格や行動上の問題を有するこども、不登校、育児・しつけ、学業不振等に関する相談。
27	虐待種別	①身体的虐待 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ②性的虐待 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。 ③ネグレクト 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による虐待行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。 ④心理的虐待 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
28	入所措置	保護者のないこどもや保護者に監護させることが適当でないこどもを児童養護施設等に入所させる行政処分。

29	こどもの意見聴取	こどもの意見や意向を聞き取り反映させること。令和4年改正児童福祉法により、一時保護や施設入所の決定等にあって、原則として児童相談所職員が、こどもの年齢や発達状況等に配慮し、事前に丁寧な説明を行い、こどもの意見や意向を聴き取ることが義務づけられた。
30	第三者評価	社会的養護の施設については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に基づき、その運営の質の向上を図るため、第三者評価及び自己評価の実施とそれらの結果の公表が義務づけられている。
31	一時保護所権利ノート	一時保護所に入所したこどもに、こどもの権利や一時保護所の生活などについてわかりやすく説明した冊子。
32	子どもの権利ノート	こどもの権利や施設等の生活などについてわかりやすく説明した冊子。児童養護施設等入所児童用と里親委託児童用がある。高知県では児童福祉主管課へのはがきを添付し、こどもが相談したいことをはがきで伝えることができる。
33	ケースマネジメント	利用者のニーズを聞き取り、どのような支援をいつ提供するか複数のサービスを適切に結びつけて調整を図り、包括的かつ継続的なサービス提供を可能にする援助方法。
34	児童福祉司指導	児童福祉司が中心となり、市町村、福祉事務所、児童委員その他関係機関との連携を図りながら、複雑困難な家庭環境に起因する問題を有するこども等、援助に専門的な知識、技術を要する事例に対しこどもや保護者等の家庭を訪問しあるいは必要に応じ通所させる等の方法により、継続的に行うこと。
35	児童福祉司	児童相談所において、こどもの保護その他こどもの福祉に関する事項について相談に応じ、専門的技術に基いて必要な指導を行う職員。
36	児童心理司	児童相談所において、心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導を行う職員。
37	市町村支援担当児童福祉司	児童相談所において、市町村相互間の連絡調整や担当区域内のこどもに関する状況の通知及び意見の申出その他児童相談所の管轄区域内における関係機関との連絡調整などを行う職員。
38	里親養育支援担当児童福祉司	児童相談所において、里親養育支援体制の構築及び里親等委託の推進を行う職員。

■市町村に関する内容

番号	用語	意味
39	こども家庭センター	令和4年改正児童福祉法により、設置が市町村の努力義務となったもの。 従前の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の設立の意義や機能を維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う。 ※子育て世代包括支援センター：母子保健法第22条に基づき、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を切れ目なく行う施設 ※子ども家庭総合支援拠点：こどもとその家庭及び妊産婦等を対象に、在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行う拠点
40	家庭支援事業	児童福祉法第21条の18に規定された6つの事業（子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業）を指す。市町村は、これらの事業を必要とする家庭に対し、事業の利用を勧奨・支援しなければならない。また、当該家庭に勧奨・支援しても利用することが著しく困難な場合は利用の措置を行い、支援を提供することができる。
41	子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の疾病や育児疲れ等の理由によりこどもの養育が一時的に困難となった場合や保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合に、児童養護施設等で一定期間こども及び保護者を預かる事業。
42	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

43	子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業。
44	児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業。
45	親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業。
46	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
47	サポートプラン	支援の必要度が高い妊産婦・こども及びその家庭を中心に、当該対象者の課題とその解決のための支援内容を模索・提示するとともに、状況変化に応じた支援内容の見直し等を行うための計画であり、市町村に作成が義務づけられている。

■その他の内容

番号	用語	意味
48	児童福祉審議会	児童福祉法第8条に規定されている諮問機関。都道府県や指定都市、中核市に設置が義務付けられ、児童や障害児、妊産婦の福祉に関する事項の調査や審議を行う。
49	障害福祉サービス	障害者総合支援法に基づき、障害のある方が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう必要な支援を受けられるもの。
50	第7期高知県障害福祉計画・第3期高知県障害児福祉計画	障害者総合支援法第89条及び児童福祉法第33条の22に基づき、障害のある人にとって必要な障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業及び障害児通所支援等の提供体制が計画的に整備されることを目的として策定するもの。
51	特定妊婦	出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦。
52	要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される、地方公共団体に設置される協議会。
53	入院助産	保健上必要があるにもかかわらず、経済的に困窮しており、病院等施設における出産費用を負担できない方について、本人から申請があった場合に出産にかかる費用を公費で負担する制度。
54	助産施設	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせる施設。
55	こども家庭ソーシャルワーカー	児童相談所や市町村（こども家庭センター）等における相談支援等の質の向上を図る観点から、令和6年度に新たに設けられた認定資格。児童福祉司や統括支援員の任用要件の1つとして位置づけられる。
56	愛着形成	こどもが主要な養育者（通常は母親や父親）との間で築く具体的信頼関係。こどもの心理的、情緒的、社会的発達に深く関わっており、その後の人生に大きな影響を与えるとされている。